

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 7 日

福島県南会津農林事務所長 宗像 宏行

工事（委託業務）番号	第 2 6 - 3 6 2 5 0 - 0 0 3 1 号
工事（委託業務）名	中山間地域（一般） 0 8 0 1 工事「下郷地区」
質 問 事 項	
1. kinnuki003 13 頁の準備費（用地測量業務）内の復元測量について、参照元または単価の公表をお願いいたします。	
2. kinnuki003 18 頁の S 単-13 号の高密度ポリエチレン管は、シングル管でよろしいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	
3. kinnuki004 10 頁の PZ9919 産業廃棄物処分料金（中間処分）について、対象となる建設副産物をご教示をお願いいたします。	
4. kinnuki003 の S 単 1 3 号「高密度ポリエチレン管機械布設」について、高密度ポリエチレン管の規格（シングル構造 or ダブル構造）をご教示願います。	
5. kinnuki003 の復元測量について、単価もしくは歩掛をご教示願います。	
6. 設計書(kinnuki003)の準備費についての質問です。用地測量業務の「P96003 復元測量」の単価を公表願います。公表できない場合は、単価の根拠となる歩掛構成の公表をお願いいたします。	
7. 設計書（kinnuki003） 施工単価表 S 単-13 号「S07035 高密度ポリエチレン管機械布設（管損耗率 65%）」についての質問です。内訳に含まれる「P07101 高密度ポリエチレン管」について、管損耗率（65%）を考慮する前の「元材料単価（製品本体の単価）」はいずれの物価資料から採用しておりますか。ご教示願います。	
8. 仮設工事用道路の縦断勾配は、仮設横断図の各断面の計画高から算出すると、14%を超えております。この勾配ではダンプ等車両の通行は難しいと思いますので、掘削土は不整地運搬車等で仮設計画平面図に記載されている「水路、土砂、資材等仮置き場」へ運搬し、そこでダンプトラックに積込をして搬出する必要があると思われます。また、水路、基礎碎石、モルタル等の資材を施工個所へ下ろすためにも不整地運搬車等が必要	

になると思います。これらが必要となった場合、不整地運搬車等の追加変更は可能でしょうか。ご教示願います。	
9.	仮設工事用道路の縦断勾配が 14%以上になっておりますので、ミキサー車は水路付近まで進入することができないと思います。現場打ち水路及び均しコンクリートの生コン打設方法をどのようにお考えでしょうか。ご教示願います。
10.	当該施工箇所上流で排水構造物等の施工期間は、用水の水を止めて流さないようにすることは可能でしょうか。ご教示願います。
11.	既設用水で流れている流量を φ600 の管で排水するのはできないと思いますが、常時排水で使用する排水ポンプが口径 50mm となっておりますので、上流で用水の水を止めて、止めきれないで流れてくる水を仮締切りで溜めて、それを φ600 の管にポンプ排水するように計画されているのでしょうか。ご教示願います。
12.	当該施工箇所の音金地区は豪雪地帯であるため、冬季施工が難航することが予想されます。近年の異常気象による豪雨や降雪等により、工程進捗に影響が出た場合は工期を延長することは可能でしょうか。ご教示願います。
13.	仮設工事用道路の設計縦断勾配では車両等の進入は難しいと思われます。養生期間等により工程に影響はでることになりますが、コンクリート舗装が必要となった場合は変更可能でしょうか。
回 答 事 項	
1.	用地測量業務に係る標準歩掛（令和 8 年 7 月 1 日 福島県農林水産部）の復元測量により、業務価格を算定し計上しています。 【復元測量の条件】 面積：0.6ha 作業区分：歩掛人 地域区分：森林 補正率の入力：1.000 なお、本歩掛については、福島県HP（農村基盤整備課/用地調査等業務の共通仕様書/標準歩掛）を参照願います。 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045c/youchihosyokyoutsu.html)
2.	シングル管で計上しています。
3.	廃プラスチック類を計上しています。
4.	既存の回答のとおりのため省略
5.	既存の回答のとおりのため省略

6. 既存の回答のとおりのため省略
7. 福島県HP（農林技術課/農林土木事業原単価表（公開用）/令和8年度農林土木事業単価）に記載のとおり、物価資料により算出願います。
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/758344.pdf>)
8. 「特記仕様書 第9章 1」により協議の対象としています。
9. 仮設道路により施工箇所へ資材を運搬し、バックホウによる打設を想定しています。
なお、「特記仕様書 第10章 1」により施工方法については協議の対象としています。
10. 施工箇所の上流にある既設余水吐枡で水量調整は可能です。
なお、下流の生活用水として使用しているため、流量については監督員と協議願います。
11. お見込みのとおりです。
12. 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議の対象とします。
13. 仮設工事用道路のコンクリート舗装は想定していません。